

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

A

1. XがYに対して提起した不当利得返還請求訴訟(以下、「本件訴訟」とする。)の言明によれば、XがYに対して有する不当利得返還請求権(民法703条, 704条)がある。そこで、Xは請求原因事実として、① Yが利得を得ていること、② Xに損失が生じていること、③ ①と②の間は因果関係があること、④ ①の利得につき、法律上の原因がないことを主張する必要がある。そして、本件では、甲土地はXとYの共有(民法249条, 252条)であるから、本件賃借(借契約)により発生するAの賃料債務につき、Xはその持分割合についてこれを取り得る利益を有するはずであるにもかかわらず、Yはある時点からXに対してその持分割合の支払いをしないようになっている。
- 10 (1) YがXに対して持分割合に応じた客員の交付をしないようになってから、現在における時点までの不当利得返還請求権については、現時点で前記のように現時点でXがXに対する不当利得にその発生が認められる。したがって、Xはその(債務名義)を得ておく必要がある以上、適法にこれをYに対して請求することができる。
- 15 (2) 現時点から残りの賃借期間に係る利得分についての不当利得請求権は、未だ発生していない不当利得返還請求権の存否について争うものであるから、将来合併の言明(民事訴訟法135条)にあたる。
- ア このように未発生の不当利得返還請求をすることが言明されるか否かまず争点は。
- 20 (ア) ~~現時点で~~現時点で未だ発生していないことを理由として原告の言明適格を否定すると、~~被告~~原告は、不当利得が終了するまで現在合併の言明を提起し続けなくてはならない。イ他方、言明適格を認めると、~~将来不当利得~~将来合併の事実の変更により不当利得返還請求権が消滅・消滅した場合に被告は言明異議の言明を提起することを経なければならない。
- 25 そこで、提起責任(公平な分担)の観点から、(a) 不当利得返還請求権の基礎となる事実関係及び法律関係が現時点で既に存在し、その系争が予想され、(b) 不当利得返還請求権の成否

※1

※2

※3

/ ページ

裏面へ

	内容につき、債務者に有利な影響を与えるような利率の事情の変更がある はじめの日元金に予想することができ、(c) さらに、請求異議の言えにおいて その発生を証明しその利率を阻止し得るという負担を債務者に課 しても格別不当といえない場合には、請求適格が認められると 5 解する。
	(イ) 現時点においてXとYは甲土地を共有しているにもかかわらず、賃料を回 り支払うYはXに持分割合分の客夏の交付を一切していないから、現時点に おいてXのYに対する不当利得返還請求権の基礎となる事実関係及 10 び法律関係が存在している。Yは、Bからの交渉があったにもかかわらず 今後一切支払いに応じないという姿勢をみせている以上、かかる事実関係 及び法律関係の存在が予想される。(a)充足。
	Yの不当利得返還請求権 XのYに対する不当利得返還請求権を 系消滅・消滅させるYに有利な事情の変更は、X-Y間における甲土地の共 有関係の解消、 Yによる甲土地 本件賃貸借契約の終了といった事情に 15 限定され、これらによらばはじめの日元金に予想することができ、(b)充足。
	そして、このような限定的な事情については、請求異議の言えにおいてY に元金責任を課すことも格別の負担を課すことも格別不当といえない したがって、Xに請求適格が認められる。(c)充足。
	イ. また、「あらかじめその請求をする必要がある」といえるかどうかは、貸借合 20 意の性質や義務者の態度により判断されるものであるところ、本件では 不当利得分の支払を一切拒否 Aは本件賃貸借契約の約定通りに支 払いを継続しており、YはXに対して持分割合に応じた客夏の支払いをすること が十分可能であるのに、Xに対して支払いに応じないという強硬な態度を貫いている から、「あらかじめその請求をする必要がある」といえる。
	ウ. したがって、利率条合(すの言えに係る部分)についても、本案判決による条 25 争解決の必要性・実効性があり、言えの利益が認められる。
	2. よって、本件言明は適法性がある。以上。
30	

※4

※5

※6

※7

※8

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

コメント

※1

現在給付の訴えと将来給付の訴えは、履行期の到来の有無により区別されます。履行期の到来の有無は、訴え提起の時を基準とするものではなく、事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されます。

※2

現在給付の訴えと将来給付の訴えを区別して論じている点はGOOD。

※3

「起訴」とは、一般的には刑事訴訟法上の検察官の「公訴の提起」を指して用いられることが多く、民事訴訟における「訴えの提起」の意で用いられることはあまりありません。法律用語を正確に用いることは勿論のこと、法律文書の起案に際しても、なるべく一義的な文書となるように留意しましょう。

※4

規範OK

※5

請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係の存在及びその継続の見込みについて、きちんと事実を適示したうえで、当該事実を評価する必要があります。すなわち、本件でいえば、YA間には甲土地の賃貸借契約が存在していること、同契約に基づく賃料債務が問題なく履行されていること、太陽光発電事業が堅調であること等を指摘した上、それらの事実を評価して、要件を充足するかどうかを検討するようにしてください。他の要件についても同様です。

※6

◎の要件については、事実が摘示されておらず、結論のみが記載してあるので、「事実の適示⇒当該事実の評価」という論述の流れは常に意識するようにしてください。

※7

規範OK。当てはめも問題ないです。

※8

結論部分OKです。なお、「本件訴訟」ではなく、「本件訴え」と表現するのが適切です。

【総括】

全体的によく書けており、将来給付の訴えの基本的な理解は十分なされていると思います。ただ、規範について理解不足な点が見られたり、「事実の適示⇒当該事実の評価」が不十分な箇所も散見されたので、法律文書の作成に当たってはそれらの点に留意するようにしてください。特に、法律用語については、正確な意味で用いるようにしてください（さんの回答でいうと、「起訴責任の公平な分担」や「本件訴訟」といった表現は避けるべきと存じます。）。とはいえ、答案としては十分すぎる出来なので、この調子で引き続き勉強を頑張ってください。応援しています。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
A

第1 本件は、残りの貸借期間に係る利息は、「将来の給付を請求する」といふ(※)を請求するに過ぎないといふ。『あらかじめ請求をする必要があり場合に限り(民事訴訟法以下省略)135条』といふ。

5 1) 『あらかじめ請求をする必要があり場合』(※2)

① 当該請求の基礎となる事実関係が法律関係が、既に発生しており、それが継続するかが明白に決別される場合、② その請求の成否や内容について、被告に有利な事柄の争執が、予め明白に予測される事の中に限られており、③ その争執が、請求異議の訴え(民事執行法35条2項)により、存在が証明される場合のみ争われる必要はないという負担を被告に負わせる必要はない(※)場合をいうと解する。

10 2(1) 本件は、Yは、Xと共に所有している甲土地について、Xの持分について自己の持分を超えて占有しており、甲土地について、Aに対して本件貸借借料の基となる賃借料の内、Yの持分割合を超えて占有している。Yが本来得るべきの賃料をYが受け取っている。

15 2(2) 本件は、残りの貸借期間に係る甲土地の賃料の内、Yの持分を超えてYが請求する(※)Xが得るべき利息を請求(以下、本件請求)しようとするが、本件請求の基礎となる事実関係は、Yは、Xと共に所有する甲土地の単独占有という事実関係で、Yが、甲土地の賃料を、自分の持分(※)に超えて、Xに対して不当利益を生じているという法律関係は、本件は、既に発生しているといふ。

20

25

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

17 21873(1) 6

附件、附件②补充说明

第2 上記、本件で「あるかじぬ等の請求を必要
がある場合」であり、又の本件請求には
請求漏れがない。 (※3)

第2 しかる、本件で、YがYと裁判外で交渉
をしたものの、Yは今後一切支払の応じる7割は
ないとも強く主張し、YがYの作袋期間は
まだ10年もあるとあり、平均収入は金額も多額に達し
ており、YがYにYは、本件請求を認めない
して、Yは必要にお金を出し。

第3 以上より、本件で、次のようにある新件請求
は、^{1. 新件請求} ~~新件請求~~ であるといえる。

以上

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

コメント

※1

将来給付の訴えの定義は摘示しておきましょう。また、現在給付の訴えと将来給付の訴えは、履行期の到来の有無により区別されます。履行期の到来の有無は、訴え提起の時を基準とするものではなく、事実審の口頭弁論終結時を基準として判断されますので、この点も指摘しておくことが望ましいものと存じます。

さらにいえば、訴えの利益について、現在給付の訴えと将来給付の訴えの双方がなされているので、これらを区別して論じることができれば、なお良かったと思います。

※2

民訴法135条の判断枠組みとしては、①請求適格+②「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴法135条)という判断枠組みとなっており、さんがあげている規範は、①の要件との関係で定立すべき規範です。この点は、大阪国際空港事件(百選22事件)の解説等を読み、理解をしておくようにしてください。

※3

当てはめは大変素晴らしいです。強いて言えば、問題文にある事実については、可能な限り拾うことは意識した方が良いでしょう(メタ的なご指摘で恐縮ですが、問題作成者の立場に立ち、なぜそのような事実関係を設定しているのか、その意図を汲み取るという作業も、試験対策という意味では有用であるように思います。)

【総括】

将来給付の訴えについて、判例の判断枠組みを正確に理解できており、答案の出来としては大変素晴らしいと思います。

特に、判例の規範の当てはめが素晴らしかったです(私が見た中では一番です。)

このレベルの答案であれば、司法試験でも上位の成績が取れるのではないかと思います。

今回、ご指摘させていただいた点について、しっかりと復習していただき、引き続き勉強に励んでいただければと思います。

最後に、司法試験頑張ってください。応援しています。

約定どおりに貸料の支払と承知している。支払
はいい。そのため、Aの貸料不払により本件貸
借契約が解除され終る可能性は低い
から、その継続が予想される(①)。(※4)

5 債務者Yは有利に、本件貸借契約
の終る、Yが支払に依るという法的事
実の変動が明確に予想される(②)。(※4)

前者は、貸借契約書、後者は、金収
書により容易に主張立証できる。そのため、Y
10 に請求異議審官の提訴負担と認められ
る(③)。(※4)

したがって、Xには請求適格が認められる。
(3) BがYと裁判外で交渉しているものの、Yは今後
一切支払に依るつもりはないと強硬に主張し
15 ているから、「あらかじめその請求とする必要がある場合」
といえる(民訴法138条)。(※5)

以上より、~~本件訴訟終結後に~~ 将来給
付の請求にも請求の利益が認められるから、
適法である。

20 よって、本件請求は適法である。

以上

コメント

※1

現在給付の訴えと将来給付の訴えを分けて論じられている点は良好です。
また、現在給付の訴えと将来給付の訴えの違いについても論じられており、素晴らしいと思います。

※2

答案構成を工夫すると、読み手にとって分かりやすい答案になると思います。
具合的には、まず、将来給付の訴えに係る民訴法135条の要件を、①請求適格+②「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴法135条)というように整理し、それぞれ規範定立、当てはめを行うといった感じです。ご参考までにナンバリングをするとすれば以下の通りになろうかと思います。

<ナンバリングの例>

1. 問題の所在(将来給付の訴えの問題であること)
2. 民訴法135条の要件の提示
 - (1) 要件①(請求適格)について
 - ア 規範定立
 - イ 当てはめ
 - ウ 結論
 - (2) 要件②(「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴法135条))
 - ア 規範定立
 - イ 当てはめ
 - ウ 結論
- (3) 小括
3. 結論

※3

民訴法135条の判断枠組みとしては、①請求適格+②「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴法135条)という判断枠組みとなっており、さんがあげている規範は、①の要件との関係で定立すべき規範です。この点は、大阪国際空港事件(百選22事件)の解説等を読み、理解をしておくようにしてください。

※4

要件①～③の当てはめはコンパクトにまとまっており、良好です。
ただし、事実の摘示が簡潔すぎるようにも思うので、もう少し事実関係を肉付けしてもよかったのかもしれない。問題文の事実はすべて拾うくらいの気持ちで論述をしましょう。

※5

「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民訴法135条)の判断基準は明示しておくべきかと思いますが、当てはめ自体は良好です。

【総括】

全体的によく書けており、将来給付の訴えの基本的な理解は十分なされていると思います。
ただし、上述しましたとおり、事実関係の摘示が簡潔すぎるようにも思うので、この点については、問題文中の事実関係はなるべく多く拾いその事実を評価することが肝要かと思います。
とはいえ、答案としては十分な出来なので、この調子で引き続き勉強を頑張ってください。応援しています。

